

# 専修学校各種学校 団体保険制度 2022年度ガイドブック(追補版)

## － 正 誤 表 －

「専修学校各種学校 団体保険制度 2022年度ガイドブック」  
(2022年4月以降始期用) の記載に誤りがございました。

お詫び申し上げますとともに、本冊子のとおり訂正させていただきます。

No	ページ	箇所	誤																														
1	全体	表紙以降の冊子内表記	個人情報漏えい保険																														
2	P2	学校の保険 VI 学校教育活動賠償責任保険	さらに学校ならではのトラブルに対応します！ <b>VI 学校教育活動賠償責任保険</b> <small>詳しくは P12へ</small> <b>補償内容</b> V 学校賠償責任保険の補償内容に加え、いじめ・体罰、ハラスメント等、対人・対物以外の学校事故について補償します。																														
3	P11	V 学校施設賠償責任保険 2. 補償内容 拡充タイプ ●施設賠償責任保険	<b>拡充タイプ</b> ●施設賠償責任保険 基本タイプの施設賠償責任保険の補償に加え、他人から預かった財物（衣類、機械、ペット等）についての損壊、紛失、盗取または押取を追加で補償いたします。																														
4	P12	VI 学校教育活動賠償責任保険 2. 補償内容 ●施設賠償責任保険（拡充タイプ） ●学校教育活動賠償責任保険	●施設賠償責任保険（拡充タイプ） ●学校教育活動賠償責任保険 拡充タイプの学校施設賠償責任保険の補償に加え、学校教育活動賠償責任保険が付帯されます。 学校教育活動賠償責任保険では、学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。																														
5	P12	VI 学校教育活動賠償責任保険 2. 補償内容 ●事故対応費用担保特約 ・訴訟対応費用	●事故対応費用担保特約 ・訴訟対応費用 事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる費用																														
6	P12	VI 学校教育活動賠償責任保険 2. 補償内容 ●事故対応費用担保特約 ・コンサルティング費用	・コンサルティング費用 事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために要した費用（ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。）																														
7	P12	VI 学校教育活動賠償責任保険 2. 補償内容 下部表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>賠償リスクの種類</th> <th>事例・備考</th> <th>学校教育活動賠償責任保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対人事故</td> <td>他人の身体の障害</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>対物事故</td> <td>他人の財物の損壊</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>受託物に関する事故</td> <td>受託物の損害、紛失、盗難</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">対人・対物事故以外</td> <td>人格権侵害</td> <td>他人の自由、名誉、プライバシーの侵害 (情報の漏洩によるものは免責)</td> </tr> <tr> <td>事務ミス</td> <td>出題、採点ミスまたは書類作成ミス</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>いじめ・体罰</td> <td>いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ハラスメント</td> <td>学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>雇用関連リスク</td> <td>採用・昇進・福利厚生・解雇を巡るトラブル 職場における教職員間のハラスメント</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>知的財産権侵害</td> <td>学校ホームページのコンテンツの著作権を巡るトラブル</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	賠償リスクの種類	事例・備考	学校教育活動賠償責任保険	対人事故	他人の身体の障害	○	対物事故	他人の財物の損壊	○	受託物に関する事故	受託物の損害、紛失、盗難	○	対人・対物事故以外	人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害 (情報の漏洩によるものは免責)	事務ミス	出題、採点ミスまたは書類作成ミス	○	いじめ・体罰	いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル	○	ハラスメント	学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント	○	雇用関連リスク	採用・昇進・福利厚生・解雇を巡るトラブル 職場における教職員間のハラスメント	○	知的財産権侵害	学校ホームページのコンテンツの著作権を巡るトラブル	○
賠償リスクの種類	事例・備考	学校教育活動賠償責任保険																															
対人事故	他人の身体の障害	○																															
対物事故	他人の財物の損壊	○																															
受託物に関する事故	受託物の損害、紛失、盗難	○																															
対人・対物事故以外	人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害 (情報の漏洩によるものは免責)																															
	事務ミス	出題、採点ミスまたは書類作成ミス	○																														
	いじめ・体罰	いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル	○																														
	ハラスメント	学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント	○																														
	雇用関連リスク	採用・昇進・福利厚生・解雇を巡るトラブル 職場における教職員間のハラスメント	○																														
	知的財産権侵害	学校ホームページのコンテンツの著作権を巡るトラブル	○																														

	正	補足																																	
	情報漏えい保険	当該補償は個人情報だけでなく、法人情報も補償対象となるため、名称について読替をお願いいたします。																																	
	<p>さらに学校ならではのトラブルに対応します！</p> <p><b>Ⅳ 学校教育活動賠償責任保険</b> <small>詳しくはP12へ</small></p> <p><b>補償内容</b>  V 学校施設賠償責任保険の補償内容に加え、いじめ・体罰、ハラスメント等、対人・対物以外の学校事故について補償します。</p>																																		
	<p><b>拡充タイプ</b></p> <p>●施設賠償責任保険  基本タイプの施設賠償責任保険の補償に加え、他人から預かった財物（衣類、機械、ペット等）の損壊、紛失、盗取または詐欺について、被保険者がその財物の正当な権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を追加で補償いたします。</p>																																		
	<p>●施設賠償責任保険（拡充タイプ） ●学校教育活動賠償責任保険</p> <p>拡充タイプの学校施設賠償責任保険の補償に加え、学校教育活動賠償責任保険が付帯されます。  学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、侵害行為に起因する損害賠償請求には、次の請求を含みます。また、損害賠償責任には、次の請求により負担する支払責任を含みます。</p> <p>・地位確認等の請求  ・賃金等の支払請求</p> <p>保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。</p>																																		
	<p>●事故対応費用担保特約</p> <p>・訴訟対応費用  この保険の対象となる事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる費用</p>																																		
	<p>・コンサルティング費用  この保険の対象となる事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために要した費用  （ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りです。）</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>賠償リスクの種類</th> <th>事例・備考</th> <th>学校教育活動賠償責任保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設賠償責任保険</td> <td>対人事故</td> <td>他人の身体の障害</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>対物事故</td> <td>他人の財物の損壊</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>受託物に関する事故</td> <td>受託物の損害、紛失、盗難</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">対人・対物事故以外 学校教育活動賠償責任保険</td> <td>人格権侵害</td> <td>他人の自由、名誉、プライバシーの侵害</td> <td>○ (情報漏えいまたはそのおそれによるものは免責)</td> </tr> <tr> <td>事務ミス</td> <td>出題、採点ミスまたは書類作成ミス</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>いじめ・体罰</td> <td>いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ハラスメント</td> <td>学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>雇用関連リスク</td> <td>採用・昇進・福利厚生・解雇を巡るトラブル 職場における教職員間のハラスメント</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>知的財産権侵害</td> <td>学校ホームページのコンテンツの著作権を巡るトラブル</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		賠償リスクの種類	事例・備考	学校教育活動賠償責任保険	施設賠償責任保険	対人事故	他人の身体の障害	○	対物事故	他人の財物の損壊	○	受託物に関する事故	受託物の損害、紛失、盗難	○	対人・対物事故以外 学校教育活動賠償責任保険	人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害	○ (情報漏えいまたはそのおそれによるものは免責)	事務ミス	出題、採点ミスまたは書類作成ミス	○	いじめ・体罰	いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル	○	ハラスメント	学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント	○	雇用関連リスク	採用・昇進・福利厚生・解雇を巡るトラブル 職場における教職員間のハラスメント	○	知的財産権侵害	学校ホームページのコンテンツの著作権を巡るトラブル	○	表全体を訂正いたします。
	賠償リスクの種類	事例・備考	学校教育活動賠償責任保険																																
施設賠償責任保険	対人事故	他人の身体の障害	○																																
	対物事故	他人の財物の損壊	○																																
	受託物に関する事故	受託物の損害、紛失、盗難	○																																
対人・対物事故以外 学校教育活動賠償責任保険	人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害	○ (情報漏えいまたはそのおそれによるものは免責)																																
	事務ミス	出題、採点ミスまたは書類作成ミス	○																																
	いじめ・体罰	いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル	○																																
	ハラスメント	学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント	○																																
	雇用関連リスク	採用・昇進・福利厚生・解雇を巡るトラブル 職場における教職員間のハラスメント	○																																
	知的財産権侵害	学校ホームページのコンテンツの著作権を巡るトラブル	○																																



(1) 補償額		支払限度額		免責金額	
施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき	5000万円	1事故につき	1万円
	対物賠償	1事故につき	500万円		
	受託賠償	1事故につき	1,000万円		
学校教育活動賠償責任保険	基本契約	1請求・保険期間中	5,000万円	1請求あたり	10万円
	事故対応費用	1事故あたり	300万円 <sup>※1</sup>	1事故あたり	10万円
	追加被保険者補償	1請求・保険期間中	5,000万円	1請求あたり	10万円
	災害被災者対応費用	1事故・保険期間中	1,000万円 <sup>※2</sup>	1事故あたり	見舞金・見舞品購入費用以外：10万円 見舞金・見舞品購入費用：なし
	犯罪被害者対応費用	1事故・保険期間中	1,000万円 <sup>※3</sup>	1事故あたり	見舞金・見舞品購入費用以外：10万円 見舞金・見舞品購入費用：なし

※1 初期対応費用のうち、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限りず）を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用は被害者1名につき10万円、入学試験に関する事務の滞りについて被害者への謝罪のために支出する見舞品購入費用は被害者1名につき3万円が限度となります（1事故あたりの支払限度額の内枠）。

※2 被災者またはその親族に対して支払う見舞金・見舞品購入費用については、身体障害の程度等によって被災者1名あたりの支払限度額が設定されます（1事故・保険期間中の支払限度額の内枠）。※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

※3 被害者またはその親族に対して支払う見舞金・見舞品購入費用については、身体障害の程度等によって被災者1名あたりの支払限度額が設定されます（1事故・保険期間中の支払限度額の内枠）。※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

表全体を訂正いたします。

用語の意味	このガイドブックで使用する用語の意味は、次のとおりです。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が接続されたもの（ハードウェア、ソフトウェア等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます）。
サイバー攻撃	<p>記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に關して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます）をいいます。次の行為を含みます。</p> <p>ア. コンピュータシステムへの不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます）</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為</p>
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・漏洩被害事故（定義については、P14のセキュリティ事故とは）を発生させた日から、発生した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	個人情報、法人情報または、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報の漏えいをいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に第三者に知らせる行為を除きます。 <p>ア. 個人情報被被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）</p> <p>イ. 法人情報が被害者以外の第三者に知られたこと</p> <p>ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます）に知られたこと。</p>
ITユーザ行為	<p>記名被保険者の業務における次の行為をいいます。</p> <p>ア. コンピュータシステム（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理</p> <p>イ. アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供（記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます）。</p>
人格権侵害	被保険者によって行われた文書または図画等による表示に起因して発生した他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。

**(1) 損害賠償責任に関する補償**  
**(情報通信技術特別約款 (IT 業務不担保特約条項セット付帯))**  
 自社コンピュータシステムの所有・使用・管理に関する不備等に起因して発生した他人の事業の休止・損害や情報漏えい等の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ⑮活動後に、活動の結果に起因して発生した事故に起因する損害
- ⑯サイバー攻撃

など

■ インターシップ活動賠償責任保険	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
施設賠償責任保険	日本国内において行うインターシップ活動（注）の遂行に起因して保険期間中に他人の身体または生命を害したときまたは他人の財物を損壊（滅失、破壊または汚損）したときにより、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に発生した損害に対してお支払いいたします。	①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ②賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社との承認が必要となります。また、受託賠償責任保険においては、受託物の損害賠償額となります。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、暴乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ④洪水、津波、（雪を含みます）に起因する賠償責任 ⑤情報漏洩被害または汚損されたものの有無が特定できない事由または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟。
生産物賠償責任保険	日本国内において行うインターシップ活動（注）により製造・加工した生産物、または、インターシップ活動の結果に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したときまたは他人の財物を損壊（滅失、破壊または汚損）したときにより、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に発生した損害に対してお支払いいたします。	①他人から損害賠償を受ける権利の侵害、行使、または行使のために妨げられた損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意による同意を得て支出した必要または有益な費用 ②他人から損害賠償を受ける権利の侵害、行使、または行使のために妨げられた損害の発生・拡大の防止のために必要手続を講じた場合に賠償責任がないことが判明した場合において、応手手当、運送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意による同意を得て支出したその他の費用 ③引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償責任の弁済に支出する費用について、引受保険会社の求めに応じて協力するに要した費用	①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ②受託物に起因して発生した損害に起因した損害 ③受託物である自動車または自動車用自転車の運行に起因する、その自動車・自動車用自転車の損壊・紛失・盗取、詐欺に起因する賠償責任 ④受託物の使用不能に起因する損害
第三者物賠償責任保険	日本国内において行うインターシップ活動（注）中に被保険者が使用・管理する他人の財物（以下「受託物」といいます）を損壊、紛失、または盗取、詐欺されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に発生した損害に対してお支払いいたします。ただし、保険期間中に生じた事故に限ります。	①被害者または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害 ②生産物の損壊またはその使用不能に起因する賠償責任 ③汚染物の排出・流出・いっしょ・漏出に起因する損害および汚染浄化費用、ただし賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激でその期間内に発生し、通知された場合に限定されます。 ④石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害	①戦争、暴動、暴動、騒ぎ、労働争議 ②他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ③洪水、津波、（雪を含みます）に起因する賠償責任 ④情報漏洩被害または汚損されたものの有無が特定できない事由または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟。

（注）賠償対象となるインターシップ活動については、詳しくはP8をご覧ください。

表全体を訂正いたします。

No	ページ	箇所	誤							
13	P28	補償のあらまし 医療分野学生生徒賠償責任保険 保険金をお支払いしない主な場合 (施設賠償責任保険)	⑦日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟							
14	P29	補償のあらまし 学校教育活動賠償責任保険	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="735 349 922 371">●学校教育賠償責任保険、学校教育活動賠償責任保険</th> <th data-bbox="922 349 1182 371">保険金をお支払いする主な場合</th> <th data-bbox="1182 349 1353 371">お支払いする保険金</th> <th data-bbox="1353 349 1594 371">保険金をお支払いしない主な場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="735 371 922 707"> <p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> 賠償責任 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引渡保険会社の同意が必要です。 ③賠償費用：引渡保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ④損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使またはすでに発生した損害による損害の軽減・拡大の防止のために、引渡保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、搬送等緊急措置に要した費用または引渡保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑥協力費用：引渡保険会社が被保険者に代って損害賠償請求の解決に当たる場合に、引渡保険会社の求めに応じて協力を果たすための支出した費用</p> <p><b>(保険金のお支払い方法)</b> 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記①～⑥の費用については、個別としてその金額が保険金の対象となる場合があります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額①②③④⑤⑥の合計額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>学校教育活動の進行または後継行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって発生する賠償金をお支払いします。なお、後継行為に起因する損害賠償請求は、次の請求を含みます。また、損害賠償責任は、次の請求により「負担する支払い」責任を含みます。 ・賠償額などの請求 ・損害金の支払請求 保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。</p> </td> <td data-bbox="922 371 1182 707"> <p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> ①法律上の損害賠償金：被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引渡保険会社の同意が必要です。 ③賠償費用：引渡保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ④損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使またはすでに発生した損害による損害の軽減・拡大の防止のために、引渡保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、搬送等緊急措置に要した費用または引渡保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑥協力費用：引渡保険会社が被保険者に代って損害賠償請求の解決に当たる場合に、引渡保険会社の求めに応じて協力を果たすための支出した費用</p> <p><b>(保険金のお支払い方法)</b> 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記①～⑥の費用については、個別としてその金額が保険金の対象となる場合があります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額①②③④⑤⑥の合計額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>基本補償：上記記載①～⑥と同様 <b>●事故対応費用</b> 事故（事）について、被保険者が支出する次の費用をお支払いします。 (※) この「事故」とは、学校教育活動賠償責任保険に規定する損害賠償請求の範囲内を指します。 ●訴訟対応費用 訴訟に起因して被保険者に対する損害賠償請求が日本国内において提起された場合に、被保険者が負担した訴訟のために必要となる事故原因の調査費用や鑑定費用または相手方の住所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。 ●初期対応費用 事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故対応費用、学生の賠償（傷害）費用、入学試験に関する事務の負担について被害者への謝罪のために支出する慰謝料の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。 ●コンサルティング費用 事故が後継行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引渡保険会社に依頼したコンサルティング業者から再発防止対策に関する実地指導や指導を受けるための必要とした費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。</p> <p><b>●引渡保険会社対応費用</b> 学校の施設内にある学生等または学校施設の東主者が、学校施設内の建物、工作物等に損害が生じた火災、盗難、台風等の予定の災害により、または学校内外で学校教育活動中の学生等が事故に巻き込まれた場合、またはまたまたは後継行為（後遺症の認定について詳細は取扱代理店にお問い合わせください）を要した際、被保険者やその親族への対応を行うために負担した被保険者に対する見舞金・慰謝料金・慰労金、被保険者の親族等が被保険者の治療（治療）に付した交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被保険者がその事故に関して法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。） <b>●記名被保険者対応費用</b> 学校の施設内にある学生等または学校施設の東主者、通学途上や学校施設外における学校教育活動中の学生等が、保険期間中に、第三者の行為等により身体的な傷害を受けた場合、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者に対する見舞金・慰謝料金・慰労金、被害者やその親族等が被害者の治療（治療）に付した交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被害者やその親族等がその事故に関して法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。）</p> </td> <td data-bbox="1182 371 1353 707"> <p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> ①保険契約者、被保険者の故意（この免責事由は、被保険者ごとに個別に適用されます。） ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③地震、雷火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によってもたらされた賠償責任 ⑤娯楽、遊戯（遊を含まず）に起因する賠償責任 ⑥飲酒状態や薬物作用の元凶となることこれらに汚染されたものの含有含有性等に起因する賠償責任 ⑦新立機、自動車、原動機付自転車または自動車付自転車以外の理由により、これらに汚染されたものによる賠償責任 ⑧新立機、自動車、原動機付自転車または自動車付自転車以外の理由により、これらに汚染されたものによる賠償責任 ⑨動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑩その他、引渡保険会社から通知された賠償責任に該当する賠償責任</p> </td> </tr> </tbody> </table>	●学校教育賠償責任保険、学校教育活動賠償責任保険	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合	<p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> 賠償責任 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引渡保険会社の同意が必要です。 ③賠償費用：引渡保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ④損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使またはすでに発生した損害による損害の軽減・拡大の防止のために、引渡保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、搬送等緊急措置に要した費用または引渡保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑥協力費用：引渡保険会社が被保険者に代って損害賠償請求の解決に当たる場合に、引渡保険会社の求めに応じて協力を果たすための支出した費用</p> <p><b>(保険金のお支払い方法)</b> 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記①～⑥の費用については、個別としてその金額が保険金の対象となる場合があります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額①②③④⑤⑥の合計額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>学校教育活動の進行または後継行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって発生する賠償金をお支払いします。なお、後継行為に起因する損害賠償請求は、次の請求を含みます。また、損害賠償責任は、次の請求により「負担する支払い」責任を含みます。 ・賠償額などの請求 ・損害金の支払請求 保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。</p>	<p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> ①法律上の損害賠償金：被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引渡保険会社の同意が必要です。 ③賠償費用：引渡保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ④損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使またはすでに発生した損害による損害の軽減・拡大の防止のために、引渡保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、搬送等緊急措置に要した費用または引渡保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑥協力費用：引渡保険会社が被保険者に代って損害賠償請求の解決に当たる場合に、引渡保険会社の求めに応じて協力を果たすための支出した費用</p> <p><b>(保険金のお支払い方法)</b> 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記①～⑥の費用については、個別としてその金額が保険金の対象となる場合があります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額①②③④⑤⑥の合計額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>基本補償：上記記載①～⑥と同様 <b>●事故対応費用</b> 事故（事）について、被保険者が支出する次の費用をお支払いします。 (※) この「事故」とは、学校教育活動賠償責任保険に規定する損害賠償請求の範囲内を指します。 ●訴訟対応費用 訴訟に起因して被保険者に対する損害賠償請求が日本国内において提起された場合に、被保険者が負担した訴訟のために必要となる事故原因の調査費用や鑑定費用または相手方の住所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。 ●初期対応費用 事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故対応費用、学生の賠償（傷害）費用、入学試験に関する事務の負担について被害者への謝罪のために支出する慰謝料の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。 ●コンサルティング費用 事故が後継行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引渡保険会社に依頼したコンサルティング業者から再発防止対策に関する実地指導や指導を受けるための必要とした費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。</p> <p><b>●引渡保険会社対応費用</b> 学校の施設内にある学生等または学校施設の東主者が、学校施設内の建物、工作物等に損害が生じた火災、盗難、台風等の予定の災害により、または学校内外で学校教育活動中の学生等が事故に巻き込まれた場合、またはまたまたは後継行為（後遺症の認定について詳細は取扱代理店にお問い合わせください）を要した際、被保険者やその親族への対応を行うために負担した被保険者に対する見舞金・慰謝料金・慰労金、被保険者の親族等が被保険者の治療（治療）に付した交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被保険者がその事故に関して法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。） <b>●記名被保険者対応費用</b> 学校の施設内にある学生等または学校施設の東主者、通学途上や学校施設外における学校教育活動中の学生等が、保険期間中に、第三者の行為等により身体的な傷害を受けた場合、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者に対する見舞金・慰謝料金・慰労金、被害者やその親族等が被害者の治療（治療）に付した交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被害者やその親族等がその事故に関して法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。）</p>	<p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> ①保険契約者、被保険者の故意（この免責事由は、被保険者ごとに個別に適用されます。） ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③地震、雷火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によってもたらされた賠償責任 ⑤娯楽、遊戯（遊を含まず）に起因する賠償責任 ⑥飲酒状態や薬物作用の元凶となることこれらに汚染されたものの含有含有性等に起因する賠償責任 ⑦新立機、自動車、原動機付自転車または自動車付自転車以外の理由により、これらに汚染されたものによる賠償責任 ⑧新立機、自動車、原動機付自転車または自動車付自転車以外の理由により、これらに汚染されたものによる賠償責任 ⑨動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑩その他、引渡保険会社から通知された賠償責任に該当する賠償責任</p>
●学校教育賠償責任保険、学校教育活動賠償責任保険	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合							
<p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> 賠償責任 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引渡保険会社の同意が必要です。 ③賠償費用：引渡保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ④損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使またはすでに発生した損害による損害の軽減・拡大の防止のために、引渡保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、搬送等緊急措置に要した費用または引渡保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑥協力費用：引渡保険会社が被保険者に代って損害賠償請求の解決に当たる場合に、引渡保険会社の求めに応じて協力を果たすための支出した費用</p> <p><b>(保険金のお支払い方法)</b> 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記①～⑥の費用については、個別としてその金額が保険金の対象となる場合があります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額①②③④⑤⑥の合計額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>学校教育活動の進行または後継行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって発生する賠償金をお支払いします。なお、後継行為に起因する損害賠償請求は、次の請求を含みます。また、損害賠償責任は、次の請求により「負担する支払い」責任を含みます。 ・賠償額などの請求 ・損害金の支払請求 保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。</p>	<p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> ①法律上の損害賠償金：被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引渡保険会社の同意が必要です。 ③賠償費用：引渡保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ④損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使またはすでに発生した損害による損害の軽減・拡大の防止のために、引渡保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、搬送等緊急措置に要した費用または引渡保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑥協力費用：引渡保険会社が被保険者に代って損害賠償請求の解決に当たる場合に、引渡保険会社の求めに応じて協力を果たすための支出した費用</p> <p><b>(保険金のお支払い方法)</b> 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記①～⑥の費用については、個別としてその金額が保険金の対象となる場合があります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額①②③④⑤⑥の合計額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>基本補償：上記記載①～⑥と同様 <b>●事故対応費用</b> 事故（事）について、被保険者が支出する次の費用をお支払いします。 (※) この「事故」とは、学校教育活動賠償責任保険に規定する損害賠償請求の範囲内を指します。 ●訴訟対応費用 訴訟に起因して被保険者に対する損害賠償請求が日本国内において提起された場合に、被保険者が負担した訴訟のために必要となる事故原因の調査費用や鑑定費用または相手方の住所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。 ●初期対応費用 事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故対応費用、学生の賠償（傷害）費用、入学試験に関する事務の負担について被害者への謝罪のために支出する慰謝料の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。 ●コンサルティング費用 事故が後継行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引渡保険会社に依頼したコンサルティング業者から再発防止対策に関する実地指導や指導を受けるための必要とした費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。</p> <p><b>●引渡保険会社対応費用</b> 学校の施設内にある学生等または学校施設の東主者が、学校施設内の建物、工作物等に損害が生じた火災、盗難、台風等の予定の災害により、または学校内外で学校教育活動中の学生等が事故に巻き込まれた場合、またはまたまたは後継行為（後遺症の認定について詳細は取扱代理店にお問い合わせください）を要した際、被保険者やその親族への対応を行うために負担した被保険者に対する見舞金・慰謝料金・慰労金、被保険者の親族等が被保険者の治療（治療）に付した交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被保険者がその事故に関して法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。） <b>●記名被保険者対応費用</b> 学校の施設内にある学生等または学校施設の東主者、通学途上や学校施設外における学校教育活動中の学生等が、保険期間中に、第三者の行為等により身体的な傷害を受けた場合、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者に対する見舞金・慰謝料金・慰労金、被害者やその親族等が被害者の治療（治療）に付した交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被害者やその親族等がその事故に関して法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。）</p>	<p><b>【基本タイプ・拡充タイプ】</b> ①保険契約者、被保険者の故意（この免責事由は、被保険者ごとに個別に適用されます。） ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③地震、雷火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によってもたらされた賠償責任 ⑤娯楽、遊戯（遊を含まず）に起因する賠償責任 ⑥飲酒状態や薬物作用の元凶となることこれらに汚染されたものの含有含有性等に起因する賠償責任 ⑦新立機、自動車、原動機付自転車または自動車付自転車以外の理由により、これらに汚染されたものによる賠償責任 ⑧新立機、自動車、原動機付自転車または自動車付自転車以外の理由により、これらに汚染されたものによる賠償責任 ⑨動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑩その他、引渡保険会社から通知された賠償責任に該当する賠償責任</p>								
15	P39	●ご加入後のご注意 ②通知義務	②通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務） ・集計報告書等に☆が付された事項（通知事項）内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。また、学生・生徒災害傷害保険においては、次の変更が生じた場合も、遅滞なくご通知ください。							
16	P40	●賠償責任保険のご注意 ・賠償責任保険金等のお支払いについて	・賠償責任保険金等のお支払いについて 被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。							



## ●引受保険会社一覧●

### 東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

(2022年4月1日現在)

インターンシップ活動賠償責任保険、個人情報漏えい保険、サイバーリスク保険につきましては、東京海上日動火災保険(株)の単独引受となります。

#### <引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、保険業法の規定に基づく「損害保険契約者保護機構」の補償については下記のとおりとなります。専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険（施設賠償責任保険を除く）、総合生活保険（こども総合補償）は、保険期間が1年以内の場合原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）、保険期間1年超の場合は原則として90%まで補償されます。引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険・サイバーリスク保険は、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※ 保険契約者が個人等以外の者である保険契約者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

詳細につきましては、東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。

#### <共同保険に関する取扱い>

学生・生徒災害傷害保険、留学生補償保険、医療分野学生生徒賠償責任保険、学校施設賠償責任保険、学校教育活動賠償責任保険につきましては、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては団体窓口にご確認ください。

#### <引受保険会社>

幹事会社 東京海上日動火災保険(株)

三井住友海上火災保険(株)

損害保険ジャパン(株)

## ●お問合せ・連絡先●

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団  
保険事業取扱代理店  
株式会社 第一成和事務所  
〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11番6号 日本橋TSビル8F  
TEL 03(3669)2831 FAX 03(3667)9037

引受保険会社(幹事)東京海上日動火災保険株式会社  
(担当課) 公務第二部文教公務室  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL 03(3515)4133(直)